

保育士等の処遇改善事業の拡充について

1. 目的

保育士等の平均経験年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算および技能・経験を積んだ職員に係る追加的な人件費の加算を行い、保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができる職場を構築し、質の高い教育・保育を安定的に供給する。

2. 制度概要

(1) 公定価格に基づく処遇改善等加算

公定価格における児童の定員・年齢別の単価に、保育士等の経験年数から計算した加算率を乗じた金額を加算し、賃金改善を行う。

(2) 保育士等キャリアアップ補助金

処遇改善等加算に上乗せして、更なる賃金改善を実施する場合に、保育所における児童の定員・年齢別の単価に基づき算出した額の補助金を交付する。

3. 拡充内容

区分	改正内容
処遇改善等加算	(Ⅰ)既存分のレベルアップ 更なる質の向上のため、全職員に一律2%（月額6千円）の処遇改善を実施
	(Ⅱ)職層別の処遇改善の新設分 研修による技能の習得により、保育士がキャリアアップできる仕組みを構築し、それに応じた職層別の処遇改善を新設 ① 副主任保育士・専門リーダー（経験年数7年以上） 月額4万円 ② 職務分野別リーダー（経験年数3年以上） 月額5千円
キャリアアップ補助金	27年度のキャリアアップ補助金の実績と他職種の給与水準との均衡を踏まえ、現行の補助額（改善額 月額2万3千円）を増額し、更なる賃金改善を実施（追加改善額 月額2万1千円）。 【追加要件】 ① 各施設における財務情報等のホームページでの情報公開 ② モデル賃金等のホームページでの情報公開 ③ 非常勤職員の賃金改善

4. 新制度の適用

平成29年4月1日

5. 事業予算（予定）

625,000千円

（内訳）

- | | |
|-----------------------------------------------------|-----------|
| (1) 処遇改善等加算 | 311,000千円 |
| 私立認可保育所（49園）、地域型保育事業（26園） | |
| (2) 保育士等キャリアアップ補助金 | 314,000千円 |
| 私立認可保育所（35園）、地域型保育事業（21園）、認証保育所（26園）、
病児保育事業（3園） | |